◆「業務規程」の記載事項　(産業競争力施行規則第11条の9)

（業務規程の記載事項）

第十一条の九

法第二十一条の十九第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事業適応促進業務の実施体制に関する事項

イ　事業適応促進業務を統括する部署に関すること。

ロ　事業適応促進業務に係る人的構成に関すること。

ハ　事業適応促進業務に係る監査の実施に関すること。

ニ　事業適応促進業務を行う地域に関すること。

ホ　事業適応促進業務に係る相談窓口の設置に関すること。

二　事業適応促進業務の実施方法に関する事項

イ　貸付けの相手方

ロ　貸付けの対象となる資金

ハ　貸付けの限度額

ニ　貸付けの手続及び審査に関する事項

三　貸付けのために必要な事業適応促進円滑化業務による貸付け及び利子補給金の支給の内容に関する事項

四　事業適応促進業務に係る債権の管理に関する事項

五　事業適応促進業務に係る帳簿の管理に関する事項

六　事業適応促進業務の委託に関する事項

七　その他事業適応促進業務の実施に関する事項